

2022年12月3日(土)

裁判解説と今後

女川原発差止訴訟 弁護士団 小野寺 信一

5層の防護

深層防護1層～4層

➡ 止める、冷やす、閉じ込める

深層防護5層

➡ 放射性物質が外部に放出された場合の減災
(避難計画)

本件の特徴

5層の避難計画の不備のみを理由

2021(令和3)年5月28日 提訴

2022(令和4)年11月28日 結審

2023(令和5)年5月24日 判決

他の全国訴訟

- ① 新規制基準が合理的であるとはいえない
- ② 各原発が新規制基準に適合しているとの原子力
規制委員会の判断が合理的とはいえない
がメイン

・水戸地裁 令和3年3月18日判決

(深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険がある) → 避難計画の不備だけで原告勝訴

・札幌地裁 令和4年5月31日判決

理由中 → (防災計画が安全性に欠ければ、そのみで人格権侵害の恐れが認められる)

防災計画の不備に絞った理由

- 短期決戦が可能
- 科学論争を回避できる
- 住民の調査と常識で不備を判断できる
- 情報公開と質問書で不備を暴ける

約10年の調査活動

- 脱原発ひまわりネット(2013(平成25)年から7回の質問と14回の情報公開請求)
- 原告団(4回の質問と(訴訟提起後を含め)79回の情報公開請求)

訴訟提起時、
実効性が欠けているポイント
を10点に絞る。

訴訟最終段階、以下の2点に絞る。

PAZ、UPZの住民約15万人は事故発生後、

- ① 検査場所に向かっているのか
- ② 一時集合場所でバスを待っていていいのか、来たバスに乗っているのか

その理由

- ・検査場所を開設できない
 - ・バスの確保と配備ができない
- をほぼ立証

検査場所を開設できない理由

- 現場の配置図(動線)
- レーン(ゲート)
- 要員
- 資材
- 食料、宿泊施設

のいずれも準備未了。
搬送が不可。

バスの確保と配備ができない理由

- 責任の所在についての県とバス協会の意見の対立
- 運転手が拘束時間内に戻れない(検査場所、受付ステーションの交通渋滞)
- 添乗員の確保未了、添乗員の役割検討未了
- トイレ、水、食料、体調不良者の対策未了

被告の対応

避難計画の実効性に正面から反論せず、以下の2点に絞る。

- (避難計画の実効性を議論する前提として)事故の具体的危険の主張・立証が必要。原告はそれをしていない
- 内閣府主催の「女川地域原子力防災協議会」が令和2年3月25日、「具体的・合理的」であることを「確認」

「事故の具体的危険の主張・立証が必要」 に対する原告の反論

- 規制委員会の見解(減災)と対立
- 検査場所へ600名の要員の派遣と矛盾
- 5層がアンタッチャブル

「協議会」の「確認」に対する 原告の反論

- 内閣府、県、市に対する情報公開請求によって、実効性のポイント(検査場所・受付ステーション・バス)について何も調べていないことを暴いた
- 抽象的方針のみで「確認」を下すことが国(内閣府)、県、市の三者にとって好都合(三者の相互依存)

今後

- 勝訴 → 被告控訴 → 仮処分
 ↓
 世論による「地元同意の撤回」
- 敗訴 → 再稼働前に二審判決